

第3章 高齢者保健福祉施策の課題

本市の総人口は、令和5年10月1日現在で248,072人であり、そのうち65歳以上の高齢者が71,378人みられ、総人口の28.8%を占めています。なお、高齢者のうち、54.5%にあたる38,934人は75歳以上の後期高齢者にあたり、高齢者の中でも高い年齢層の人口が増えています。

この傾向は当面続き、計画期間最終年度の令和8年度には高齢化率は30%目前になると想定されます。また、『団塊の世代』及びそれに続く年齢層が75歳に至ることで、後期高齢者の人数がさらに増えていくことが考えられます。さらには、令和22年度（2040年度）には『団塊ジュニア世代』が65歳以上となり、高齢化のピークを迎えます。その過程において、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者、高齢者のみの2世代世帯、認知症高齢者が増加するとともに、高齢者を支える現役世代の減少が続くとみられます。

これまでも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実・深化を進めてきました。今後、さらに進む高齢化の進行で発生しうる多様な問題に対応できるよう、社会構造の変化を前提とした支え合いの仕組みづくりが必要です。

本計画では、本市における課題として、以下の8点に整理し、これらの課題の解消に向けて、あらゆる取組を進めていきます。

1 健康の維持・改善を進めるための意識の啓発、取組の促進

運動不足や栄養の偏りといった健康上の課題の改善や健康状態の維持のため、まずは自分の健康状態の把握が必要であり、そのために健康診査や各種検診の受診が必要となります。が、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本市では受診が伸びない状態が続いています。また、健康や身体機能の維持・改善に向けた介護予防についても、事業や講座が中止になったり、参加者が減少したり、取組が進みにくい状況が続いてきました。

健康維持や介護予防への意識は、生活環境や居住地域等により傾向に差がみられることから、身近な地域で取り組める健康づくりや介護予防、生活改善など、可能な範囲で取組を進められるよう、意識の啓発や具体的な取組を促進することが課題となっています。

2 医療と介護の連携

本市では、医療機関と介護サービス事業所の連携に向けて、連携の推進会議、富士市立中央病院を中心とした医療・介護関係者への相談支援体制、リハビリテーション専門職との連携推進など、多様な取組を進めてきました。

その一方で、かかりつけ医のいる高齢者の割合は目標値を下回っており、今後の要介護認定や健康維持のためにも、意識の啓発が課題となっています。

さらには、すでに進んでいる医療・介護の連携のさらなる推進、支援対象の高齢者の情報の共有化など、より効果的、効率的な連携の推進に努めていく必要があります。

3 高齢化の進行とともに増え続ける認知症高齢者の支援

令和5年度の本市の認知症高齢者数は7,188人となっており、高齢者の10.1%が該当しています。今後、後期高齢者の増加とともに、認知症高齢者数も増加していくと考えられます。

これまでにも、元気な高齢者への認知症予防や、高齢者の家族を支援するための地域での活動、認知症高齢者を地域住民が見守るための講座や支援活動を行ってきました。

認知症予防や認知症支援について、市民の関心は高く、関連する講座に目標値を上回る市民が参加しています。また、認知症高齢者に対する医療機関の対応も確実に実施されており、支援体制は着実に整備されていると考えます。その一方で、認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合は低く、さらなる浸透が必要となります。

今後は、増え続けることが想定される認知症高齢者への支援に向けた幅広い連携体制の整備、充実を進めるとともに、認知症になっても自分らしい暮らしができるような環境の整備が課題となっています。

4 高齢者一人一人が希望する生活を継続するための効果的な支援の提供

地域で生活している高齢者には、一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯、高齢者の親族（兄弟姉妹等）のみの世帯など、様々な家族構成があります。また、自立した生活を営める高齢者や周囲の支援や介護専門職の支援が必要な高齢者、認知症の高齢者など、高齢者一人一人が様々な課題を抱えて生活しています。

それぞれの生活状況や心身の健康状態・要介護状態、家族構成など、課題を的確に把握し、市の保健福祉事業や介護保険事業、関連する団体の支援サービスなど必要な支援を行えるよう、ニーズの把握、供給体制の確保、質の向上に向けた実態の把握・改善の体制充実が課題となっています。

このうち、事業・サービス提供に携わる人材は、全国的な不足や高齢化が進んでいることから、長期的な人材の確保・育成を進めていく必要があります。また、関連する事業所に対して、人材の確保や育成など、効果的な支援の推進が必要となります。

5 持続可能な介護保険サービス提供体制の確保

高齢者数の増加に加え、75歳以上の後期高齢者の割合も増えていくことが見込まれており、これにより要介護認定率が上昇し、要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用できる要介護認定者数も増加していくことが見込まれています。

令和4年度の介護保険サービス利用者数を見ると、月平均9,299人のサービス利用者のうち、自宅で生活するために訪問介護や通所介護などを利用する在宅受給者は6,762人と全体の72.7%にあたり、多くの要介護認定者は在宅で生活しています。

在宅介護実態調査では、家族介護者の意識として、介護保険サービスの利用が「負担の軽減」や「精神的なゆとり」につながったとする回答がそれぞれ22.0%、23.4%あり、サービス利用による効果が表れています。

今後も、高齢者の生活の質の向上や家族介護者の負担の軽減のため、適切な介護保険サービスの利用の促進は必要です。また、必要となる介護サービスの提供体制を確保するため、本人の状況や意向に即した適切なケアマネジメントの実施、人材の確保・育成、介護ロボット・ICT等の導入による介護分野における生産性の向上、事業者の運営指導や災害発生時の対応など、多様な取組の支援、推進が課題となっています。

6 地域の社会構造に対応した、暮らしやすい地域づくりの推進

市内には鉄道、バス路線が整備されているものの、自家用車による移動が主流であり、自動車運転免許証を返納した後の日常生活が困難になる地域もみられます。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える高齢者が多くみられましたが、外出制限の解除により、感染症に配慮しつつ外出を促進すること、地域活動への参加を促進することが課題となっています。

また、コロナ後の生活形態の変化に対応できるよう、屋外での生活や活動、多様な外出手段の確保など、ソフト・ハードの両面から高齢者の生活・活動を支える地域づくりの推進が必要となります。

7 地域包括ケアシステムの拠点・窓口機能の充実

平成27年度から進めてきた「地域包括ケアシステムの構築」は、高齢者が身近な地域で可能な限り自分らしい生活を送ることを目指しています。その中核として、本市では8つの日常生活圏域それぞれに地域包括支援センターが設置・運営されています。主に、地域の高齢者や家族の生活支援に必要な人材の確保・育成を支援し、さらには状況に応じて関係者との会議・調整の実施、その結果の現場への反映などを行っています。

今後、さらなる高齢化の進行、課題の多様化・複雑化に対応できるよう、必要な職種の確保、専門職との連携ネットワークの充実が課題となっています。

また、小学校区単位26圏域のうち地域包括支援センターが設置されていない小圏域で設置を進めてきた高齢者地域支援窓口について、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞していたことから、窓口の活発な活動を促進する必要があります。

8 高齢者を支える人材の確保、高齢者同士が支え合う地域づくり

福祉分野の全国的な課題の1つとして、「福祉人材の不足」が挙げられます。

介護の現場においては、高年齢の職員が長期間勤め、若年層の人材が不足しています。介護サービスの持続性、安定したサービスの継続に向けて、若い人材の確保・育成は不可欠です。

また、地域においても、少子化や人口流出による若者の減少、夫婦共働きの進行や企業の定年延長などにより、元気・健康的な現役世代や前期高齢者が社会的な役割を担い続けることにより、地域社会の担い手が不足していることが課題となっています。

今後は、若者・現役世代が可能な範囲で地域の福祉活動に参加するよう促すとともに、地域の高齢者同士が相互に支え合う地域づくりを推進していくことが必要となります。